

就労継続支援B型事業所 向山ブルースカイ

重要事項説明書

本重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※当施設ではご利用者に対して就労継続支援B型事業サービスを提供します。

当サービスの利用は、原則として訓練等給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業者の概要	2
2. 施設の目的と運営の方針	2
3. 施設の概要	3
4. 職員の勤務体制	4
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. ご契約者が入院された場合の対応について	7
7. 利用者の記録や情報の管理、開示について	7
8. 苦情の受付について	7
9. 非常災害時の対策	9
10. 人権擁護及び虐待の防止のための措置	9
11. 緊急時の対応	9

社会福祉法人 みのり福祉会
就労継続支援B型事業所
向山ブルースカイ

当施設は鳥取県の指定を受けています。

鳥取県指定 第 3110300278 号

1. 事業者の概要

名 称	社会福祉法人 みのり福祉会
法人所在地	鳥取県倉吉市福守町448-1
電 話 番 号	0858-29-5800
FAX 番 号	0858-29-5801
代表者氏名	理事長 村田 速実
設立年月日	昭和41年 6月24日

2. 施設の目的と運営の方針

施 設 の 種 類	就労継続支援B型 平成24年 3月 1日指定
目 的	適切な環境と管理のもとに、利用される方お一人お一人の能力と特性に応じた支援を行い、福祉的就労の場、日中活動の場として地域社会で生活できるようにすることを目的とします。
施 設 の 名 称	向山ブルースカイ
施設の所在地	鳥取県倉吉市和田東町向山914-58
電 話 番 号	0858-22-8778
FAX 番 号	0858-22-8776
電 子 メ ー ル	m-b l u e s k y @ s i r e n . o c n . n e . j p
管理責任者名	尾 川 友 美 子
サービス管理責任者名	尾 川 友 美 子
運 営 方 針	利用される方お一人お一人を尊重する精神を貫き、利用される方が心身ともに健やかに生活され、又その能力と特性に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう支援します。そのための支援の多様化を図り、より支援内容を深めていきます。
開設年月日	平成3年4月1日
利 用 定 員	20名

3. 施設の概要

当施設では、下記の設備をご利用いただくことができます。

これらの利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

(1) 主な設備

設備の種類	室 数	備 考
食 堂	1 室	兼作業室
作 業 室	1 室	
相 談 室	1 室	
休 憩 室	1 室	兼医務静養室
洗 面 所	1 ヲ所	
ト イ レ	3 ヲ所	男 1、女 1、障がい者用 1
ロッカー室	1 室	男女兼用
相談室兼応接室	1 室	
厨 房	1 室	兼作業室
事 務 室	1 室	
職員休憩室	1 室	
資材置き場	1 ヲ所	

(2) 施設・設備ご利用上の注意事項

当施設において、施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

①面会

面会は自由です。ただし、入り口の面会受付簿にご記入ください。

②外出

事前に職員に申し出てください。

③飲酒

施設内での飲酒はお断りします。

④喫煙

喫煙コーナーをお願いします。喫煙コーナー以外は全館禁煙です。

⑤施設・設備等の利用

施設内の設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。

⑥宗教活動

利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する布教活動等のご遠慮ください。

⑦貴重品の管理

利用者の責任において管理していただきます。紛失等の事故に対する責任は施設で負うことは出来ません。

(3) 職員体制

職 種	常勤換算	常 勤		非常勤	指定基準
		専従	兼務		
1. 管理者（施設長）	1 名		1 名		1 名
2. サービス管理責任者	1 名		1 名		1 名
3. 職業指導員	2 名以上	2 名以上			2 名
4. 目標工賃達成指導員	1 名	1 名			1 名
5. 生活支援員	1 名以上	1 名以上			1 名
6. 嘱託医師				1 名	1 名

当施設では、ご利用者に対して就労継続支援B型事業サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定規準を遵守しています。

4. 職員の勤務体制

職 種	勤 務 時 間
1. 管理者（施設長）	（ 8 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0 ）
2. サービス管理責任者	（ 8 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0 ）
3. 職業指導員	（ 8 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0 ）
4. 目標工賃達成指導員	（ 8 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0 ）
5. 生活支援員	（ 8 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0 ）
6. 嘱託医師	毎月第1・3水曜日（13：00～14：00）

※土日は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金（契約書第5条、第6条参照）

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

（1）訓練等給付費から給付されるサービス

（2）利用料金の全額をご利用者に負担いただくサービス〔(1)以外のサービス〕

があります。

尚、利用者個々について提供するサービスの内容については、「就労継続支援B型事業利用契約書」第4条により作成する個別支援計画に基づくものといたします。

（１） 訓練等給付費の対象となるサービス

以下のサービスについては、食費を除き、訓練等給付費の給付対象となります。

尚、訓練等給付費が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行なわない場合（償還払い場合も含む）については、全額を事業者にお支払いいただきます。

〈訓練等給付費の対象となるサービスの概要〉

①日常生活の支援

i 食事の提供

契約書の記載どおり費用については、利用者負担とします。

栄養・利用者の身体の状態・希望や嗜好を考慮した食事の提供を行います。

昼食（１２：００～１３：００）※なお、個人で持参または外部注文も出来ます。

ii 排泄・着脱衣・整容

利用者の状況に応じて適切な支援をいたします。

②医療および健康管理

i 医 療

嘱託医師による診察・治療

氏 名 大石 一康

診療科 内 科

診察日 毎月第１・第３水曜日

尚、利用者が専門医師等の診断・治療を要することになった場合には、下記の協力医療機関において受診・治療を受けることができます。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

○ 協力医療機関：清水病院（整形外科、脳神経外科、神経内科、外科）

○ 協力医療機関：倉吉病院（精神科）

ii 服薬の支援

介助を希望される利用者については、主治医により指示された投薬を、ケース担当職員が服薬について支援いたします。

iii 通院と治療

原則として利用者本人に対応していただきます。

③社会的活動の支援

i 職業の提供

〈生産活動〉

利用者の特性を重視し、お一人お一人に適した作業ができるよう努めます。

現在の作業種目は下記の通りです。

- 1、電子部品組み立て・・・・・・・・・・（作業時間 9：15～15：45）
- 2、紙器加工・割箸加工・・・・・・・・・・（作業時間 9：15～15：45）
- 3、自主製品（菓子製造・販売）・・・・（作業時間 9：15～15：45）
- 4、大豆選別・・・・・・・・・・・・・・・・（作業時間 9：15～15：45）

〈工賃の支払い〉

上記生産活動を通じて発生した事業収入から必要経費を差し引いた相当な額を工賃として、利用者に支払います。

ii 就労支援

地域において自立した社会経済活動を送るための就労支援を行います。

iii 日常生活支援

地域において自立した社会生活を送るための生活習慣の確立を目指した支援を行います。

iv 余暇活動

レクリエーション等、利用者の希望に応じた活動を支援いたします。

v その他の社会活動

④相談及び援助

利用者及びその法定代理人からの相談については、必要に応じて支援を行うよう努めます。

⑤地域交流

体育大会、作品展等への参加による地域交流の支援を行います。

＜サービス利用料金＞

①就労継続支援B型サービス費（1日につき） 別紙のとおり

②給食をご利用の場合は、サービス利用料金に人件費相当分300円と材料費相当分290円の合計590円となります。

〔サービス利用の取り消し（キャンセル）について〕

☆ご契約者がサービス利用を取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日当日の午前9時までに当施設までお申し出ください。

☆尚、当日午前9時以降のお申し出の場合、下記キャンセル料をいただく場合があります。

キャンセル料（食費の材料費相当額）	290円
-------------------	------

〔食費等実費負担の軽減について〕

当施設では、食事提供体制加算対象者の場合、食材料費のみの負担となります。

（2）訓練等給付費の対象外のサービス

下記のサービスについては、訓練等給付費の対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、別紙の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払い頂きます。

尚、上記の所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

- ①特別なサービスの提供とこれに伴う費用
- ②訓練等給付費から支給されない日常生活上の諸費用
- ③その他

(3) 利用料金・費用のお支払い方法

施設利用にともなう利用料金は、本人または扶養義務者の負担能力に応じて市町村長が定めた本人負担金と事業者が定めた利用料金の合計です。

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月26日までに以下の方法でお支払いください。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記指定口座への振込み

鳥取銀行 倉吉支店 普通預金 口座番号2417132

社会福祉法人 みのり福祉会 向山ブルースカイ 理事長 村田 速実

6. ご契約者が入院された場合の対応について(契約書第18条参照)

当施設利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

(1) 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

7. 利用者の記録や情報の管理、開示について(契約書第21条参照)

事業者は、関係法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

8. 要望・苦情等及び虐待防止に関する相談窓口(契約書第14条・19条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○受付窓口(担当者)

〔職名〕職業指導員 谷口 和弥

○解決責任者

〔職名〕施設長 尾川 友美子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 10:00～15:00

○電話番号 0858-22-8778

○第三者委員

氏 名 陶山 英雄
住 所 倉吉市福守町 2 8 5 番地 8
電話番号 0 8 5 8 - 2 8 - 3 0 0 7

氏 名 佐々木 一美
住 所 倉吉市西倉吉町 2 1 番地 9
電話番号 0 8 5 8 - 2 8 - 1 6 1 6

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

苦情受付機関

福祉サービス運営適正化 委員会 (鳥取県社会福祉協議会)	所在地	鳥取県鳥取市伏野 1 7 2 9 - 5
	電話番号	0 8 5 7 - 5 9 - 6 3 3 5
	F A X	0 8 5 7 - 5 9 - 6 3 4 5
	受付時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
		土、日、祝日、年末年始は休み

(2) 虐待防止に関する相談窓口

○受付窓口 (担当者)

[職名] 生活支援員 梶田 昌子

○虐待防止責任者

[職名] 施 設 長 尾川 友美子

○受付時間 毎週月曜日 ~ 金曜日 1 0 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0

○電話番号 0 8 5 8 - 2 2 - 8 7 7 8

虐待防止受付機関

倉吉市障がい者虐待防止 センター (倉吉市役所福祉課内)	所在地	鳥取県倉吉市堺町 2 丁目 2 5 3 番地 1
	電話番号	0 8 5 8 - 2 2 - 2 7 3 3 (直通)
	F A X	0 8 5 8 - 2 2 - 7 0 2 0 (福祉課)
	受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

9. 人権擁護及び虐待防止のための措置

(1) 人権擁護及び虐待防止

当施設は、虐待防止に関する責任者の設置、利用者に対する身体的又は精神的苦痛等の虐待防止を啓発・普及するための研修の実施、虐待防止のための委員会の定期開催、成年後見人制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、積極的に人権を擁護します。

(2) 身体拘束

当施設は、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するための緊急やむを

得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(3) 個人情報保護

当施設及び職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する各種情報を外部に漏らしません。また、他の事業所等に対して利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ます。

施設は、職員でなくなった後においても在職中に知り得た利用者等に関する情報を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

10. 感染症の発生及び蔓延防止のための対策

- (1) 当施設は、感染症・食中毒の予防・蔓延防止に関する指針を定め、対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底して行います。
- (2) 当施設は、感染症の発生及び蔓延防止を啓発・普及するための研修や訓練の実施、研修を通じて感染症対策の向上に努めていきます。

11. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「向山ブルースカイ消防防災計画」により対応いたします。
非難・防災訓練	別途定める「向山ブルースカイ消防防災計画」により非難・防災訓練（年2回）を利用者の方も参加して実施いたします。
防 災 設 備	・ 自動火災報知器 有 ・ 誘導灯 有 ・ ガス漏れ報知器 有 ・ 非常用電源 無 ・ 非常用放送設備 有 ・ スプリンクラー 無 ・ 防火扉 無 ・ 消火器 有 カーテン、ブラインド等は防災加工のものを使用しています。
消 防 計 画 等	消防署への届出日 ： 令和6年4月5日 防火管理者 ： 尾川 友美子
保 険 加 入	事故・災害に備えて損害賠償保険に加入しています。 ・ 加入保険会社名 ： (株)損保保険ジャパン ・ 加入保険内容 ： 損害保険

12. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には速やかに医療機関への診察依頼等を行います。

サービス利用時間内に医療機関への受診の必要が発生した場合は、利用者及び家族の方に同意を得た上で速やかに対応いたします。ただし、当施設で緊急性が高いと判断した場合は、その都度判断し速やかに対応いたします。

令和 年 月 日

名 称 向山ブルースカイ

令和 年 月 日

氏 名 (印)

氏 名 (印)

10